

地域密着型介護老人福祉施設 山田井の郷 利用料金表 令和元年10月改定版

区分	費目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本料金	介護費(1割)	646円/日	714円/日	787円/日	857円/日	925円/日	
	食費	① 300円	② 390円	③ 650円	④ 1,650円	(所得に応じて設定)	
基本料金	居住費	① 820円	② 820円	③ 1,310円	④ 2,200円	(所得に応じて設定)	
	日常生活継続支援加算	II		46円/日			
加算等料金	看護体制加算	I(イ)		12円/日			
		II(イ)		23円/日			
加算等料金	夜勤職員配置加算	II(イ)		46円/日			
				14円/日			
加算等料金	栄養マネジメント加算			30円/月			
				5円/日			
加算等料金	口腔衛生管理体制加算			30円/月			
				5円/日			
加算等料金	精神科医師定期的療養指導加算			3円/日			
		I		10円/月		(3月に1回を限度とする)	
加算等料金	認知症専門ケア加算			100円/月			
				100円/月			
加算等料金	個別機能訓練加算			12円/日			
				6円/回			
加算等料金	療養食加算			300円/月			
				400円/回			
加算等料金	低栄養リスク改善加算			90円/月			
				28円/日		(但し、経口移行計画が作成された日から起算して180日以内)	
加算等料金	再入所時栄養連携加算			400円/月		(但し、経口維持計画が作成された日から起算して6カ月以内)	
				100円/月		(但し、経口維持計画が作成された日から起算して6カ月以内)	
加算等料金	口腔衛生管理加算			144円/日			
		I		680円/日			
加算等料金	経口移行加算			1,280円/日			
				144円/日			
加算等料金	経口維持加算			780円/日			
		II		1,580円/日			
加算等料金	看取り介護加算			650円/回		(早朝・夜間の場合)	
		I		1,300円/回		(深夜の場合)	
加算等料金	配置医師緊急時対応加算			30円/日		(入所後30日に限る)	
				246円/日		(一月に6日を限度とし、所定単位数に代えて算定)	
加算等料金	初期加算			30円/月			
				10円/日			
加算等料金	外泊時費用			40円/日			
				30円/月			
加算等料金	口腔機能維持管理加算			10円/日			
				40円/日			
加算等料金	在宅復帰支援機能加算			40円/日			
				40円/日			
加算等料金	在宅・入所相互利用加算			40円/日			
				40円/日			
加算等料金	介護職員処遇改善加算	I		該当月の介護費(加算含む)×地域密着型介護老人福祉施設の加算率(8.3%)		/月	
		I		該当月の介護費(加算含む)×地域密着型介護老人福祉施設の加算率(2.7%)		/月	
加算等料金	介護職員等特定処遇改善加算			該当月の介護費(加算含む)×地域密着型介護老人福祉施設の加算率(2.7%)		/月	
				該当月の介護費(加算含む)×地域密着型介護老人福祉施設の加算率(2.7%)		/月	
加算等料金	その他、サービス提供体制加算、認知症専門ケア加算、認知症行動・心理症状緊急対応加算、退所時等相談援助加算あり			該当月の介護費(加算含む)×地域密着型介護老人福祉施設の加算率(8.3%)		/月	
				該当月の介護費(加算含む)×地域密着型介護老人福祉施設の加算率(2.7%)		/月	
加算等料金	月額	①第1段階	59,908円	62,172円	64,604円	66,934円	69,198円
		②第2段階	62,608円	64,872円	67,304円	69,634円	71,898円
加算等料金	〔基本料金と加算料金のチェック項目〕	③第3段階	85,108円	87,372円	89,804円	92,134円	94,398円
		④第4段階	141,808円	144,072円	146,504円	148,834円	151,098円
選択料金	費用項目	金 額					
		特別な食事	実費	通常の食事以外に希望して食される食事・お酒等			
選択料金	理 髪	実費					
		生きがい活動	実費	希望により実施する趣味的活動に使用する材料費、希望する旅行、観劇等の入館料等			
選択料金	健康管理費	実費	インフルエンザ予防接種に係る費用等				

※料金を表示したものの以外に、ご利用者の依頼により購入する日常生活品等については実費徴収させていただきます。
 ※加算等料金については、チェック項目が通常加算されます。その他の加算については、現状の介護サービス提供内容に応じてご負担いただきます。
 ※月額の利用料金は30日で計算した例ですので変動します。

- ①第1段階・・・市民税世帯非課税で高齢福祉年金受給者・生活保護受給者
- ②第2段階・・・市民税世帯非課税で合計所得+年金収入80万円以下
- ③第3段階・・・市民税世帯非課税で第2段階以外の方・特例減額措置該当者
- ④第4段階・・・上記以外の方